

東京大学プラネタリーヘルス研究機構内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について(令和8年3月19日総長裁定)第2条第2項に基づく組織としてプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置される東京大学プラネタリーヘルス研究機構(以下「機構」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、100年後の地球を見据えてより良いくらしと豊かな生命環境の実現を目指し、地球の自然システムに対する人間の活動が人間の健康及び地球上の生物に与える影響を分析し対処するプラネタリーヘルスを主なテーマとして、多様な社会課題を解決することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」という。)が開発する「TAKANAWA GATEWAY CITY」の賛助企業(以下「賛助企業」という。)との共同研究の実施及び賛助企業による新規事業の振興に向けた検討並びにその推進
- (2) 「TAKANAWA GATEWAY CITY」内に開設する「東京大学 GATEWAY Campus」を拠点とした、工学、情報理工学、医学、農学、薬学及びAI その他の学術分野横断による、プラネタリーヘルスに資するイノベーションの創出
- (3) 「TAKANAWA GATEWAY CITY」をはじめとした JR 東日本グループのインフラを実験フィールドとした、プラネタリーヘルスにつながる多様で先端的な知の実証研究及びその推進
- (4) 「TAKANAWA GATEWAY CITY」に設置されるインキュベーション施設に入居するスタートアップとの協働及びその成果を活用したスタートアップによる社会実装の支援
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第4条 機構に、兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。

(機構長)

第5条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教職員のうちからプロボストが指名する。
- 3 機構長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は1年とする。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。

- 2 副機構長は、本学の教授又は機構の構成員のうちから機構長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、機構長が定める期間とし再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副機構長を指名する機構長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 機構長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、機構長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者に機構長が委嘱する。
 - (1) 機構に係する部局の長又は部局の長が推薦する当該部局の教員 若干名
 - (2) その他機構長が必要と認めた本学教員 若干名
- 5 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、本部協創課及び本部協創企画課が協力して行う。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。